

佐野市空き家バンクがいよいよ始まります。

貸したい人・借りたい人
売りたい人・買いたい人 を結びつけます。あなたの住まなくなった家を登録しませんか？

市では「空き家バンク制度」を開始し、空き家などの情報発信を行い、佐野市への移住および定住を応援します。そこで、11月から市内の空き家などを募集します。

住まなくなった家や土地をお持ちの方は、ご連絡ください。登録された空き家などは、現地調査などを経て、1月上旬に開設する予定の市ホームページ「佐野市空き家バンク」のページなどで公開し、情報提供していきます。

佐野市版「空き家バンク」

売買等を希望する持ち主の方が、売買などの申し込みを受けた空き家等の情報について、住み替えや佐野市への移住や定住を目的として空き家等を探している方に情報を提供し、双方のニーズを結びつけます。



「別な土地に新しく家を建てたので、住まなくなった」
「親世帯と別に家を持っているが、両親が他界し、誰も住んでいない」
「壊すのは忍びない」
などなど

理由はさまざまをお持ちでしょうが、「空き家」をお持ちで賃貸・売却等を希望される方はご登録ください。

「別な家に住みたい」
「田舎暮らしを始めたい」
「古民家に住んでみたい」
物件を探している方にご紹介します。
※市が紹介することで、信頼感を持っていただけます



【市内の空き家の状況】

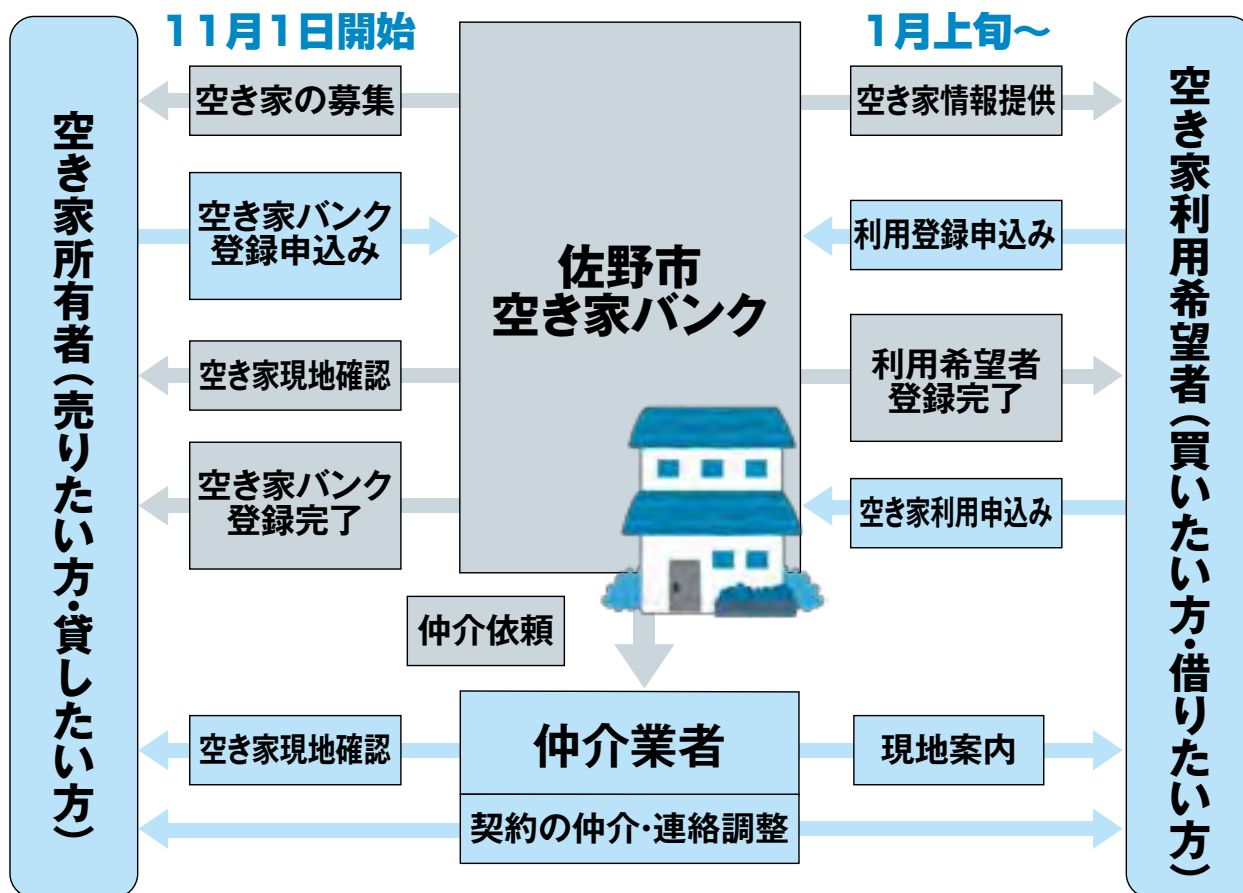
市では平成27年度に町会の皆さんなどのご協力を得て、市内の空き家の調査を行いました。

調査の結果、市内には空き家が約2,200件ほどあり、危険性がある空家が約2割ある一方、利活用できそうな空家が約6割存在しています。

市ではこの空き家バンク制度により空き家の利活用を推進するとともに、危険性のある空き家については適切な管理の呼びかけを行っています。



空き家バンク登録の流れ



○空き家バンクに登録ができる物件（登録できない物件）

土地と建物が同一である個人が所有する一戸建ての住宅（当該住宅を解体した、もしくは解体する予定の敷地も含みます）で、下記以外の物件が登録できます。

- ・賃貸借を目的として建築したもの
- ・主として不動産業を営む方が所有しているもの
- ・老朽化が著しいものや大規模な修繕が必要なもの
- ・市街化調整区域内にある物件で、現在の所有されている方以外が使用できないもの
- ・建築物を建築できない土地
- ・所有されている方が暴力団員であるもの
- ・市長が適当でないと認めるもの

住まなくなった家をお持ちの皆さん。眠っている家を有効活用してみませんか。

こんなに古い家でも大丈夫？家を解体した土地でも登録できるの？

など、気になることがあれば、気軽にご相談ください。

その家を必要とする人が現れるかもしれません。

■問合せ＝空き家対策室 ☎(20)3028

